

令和2年第1回定例会（4月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和2年4月24日
総務部

【予算関係】

資料1 令和2年度4月補正予算（令和2年4月24日追加提案分）に関する説明資料
(財政課)

【議案関係】

資料2 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第129号)
(人事課)

資料 1 (予算関係)

令和 2 年 4 月 2 4 日
財 政 課

令和 2 年 度 4 月 補 正 予 算

(令和 2 年 4 月 2 4 日 追加提案分) に関する説明資料

(議 案 第 1 2 8 号)

令和2年度4月補正予算(令和2年4月24日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策 特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金			
10 財産収入			
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	2,104,860	財政調整基金繰入金 2,104,860 (3,589,656 → 5,694,516)	
13 繰 越 金			
14 諸 収 入			
15 県 債			
合 計	2,104,860	617,029,318→619,134,178	

令和2年度4月補正予算(令和2年4月24日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費			
3 民 生 費			
4 衛 生 費			
5 労 働 費			
6 農林水産業費			
7 商 工 費	2,104,860	秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 2,104,860 (0 → 2,104,860)	
8 土 木 費			
9 警 察 費			
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	2,104,860	617,029,318→619,134,178	

令和2年度4月補正予算(令和2年4月24日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費			
2 物 件 費	4,860	秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 4,860 (0 → 4,860)	
3 その他の 行政経費	扶 助 費		
	補 助 費 等	2,100,000	秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 2,100,000 (0 → 2,100,000)
	積 立 金		
	投 資 及 び 出 資 金		
	貸 付 金		
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費			
6 単 独 投 資 事 業 費			
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	2,104,860	617,029,318 → 619,134,178	

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」
について (議案第 129号)

令和 2 年 4 月 24 日
人 事 課

1 改正理由

知事の期末手当を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

知事の期末手当については、100分の20に相当する額を減じているが、令和2年6月期については支給しないこととする。(附則第8項関係)

期末手当額	現行の期末手当額	減額
2,851,062円	2,280,850円	2,280,850円

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

【参考】

副知事等の期末手当の自主返納

現在100分の15に相当する額を減じている副知事、常勤監査委員及び教育長の期末手当のうち、令和2年6月期支給分について、全額返納する。

	期末手当額	現行の期末手当額	返納額
副知事	2,191,312円	1,862,616円	1,862,616円
常勤監査委員	1,578,687円	1,341,884円	1,341,884円
教育長	544,293円	462,650円	462,650円

※ 教育長の6月期支給分については、在職期間割合が30/100で算出される。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	新	旧
<p>157略 附則</p> <p>8 令和二年六月に知事に支給する期末手当の額は、第八条並びに附則第四項ただし書及び附則第六項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の百を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>9 略</p>	<p>157略 附則</p> <p>8 略</p>	